明治初年の行政区画

大小区制から連合戸長役場へ

宗門改といった事務を果たし、年軍の賦課・徴収、触達の回済

村は人々の生

触達の回達、

人別送りや

活単位として自治的に運営されていました。

そのような村々の枠組みは近代になって大

いましたが、各村こまとで、なりな支配を行って組に分かれて大庄屋が広域的な支配を行って



再発7ヶ村 M1289.4 再压胶施工生物 THURSDAY S 第7等物25計 の物質コケキ 図 2 明治12年 2 月組合町村制

るための制度。 に帳簿を村ごとに作成し、キ江戸時代、各家単位で名前、 キリシタン禁制を徹底させ、年齢、檀那寺等を記入し

に戸長五名、

副戸長一五名、

番によって住民を把握する戸籍を作成しよう

改制度に代えて、

町村単位で身分の別なく地

きく変化していきました。

明治政府は、

宗門

明治五年五月になって、 二区の四郡一〇区に分画されました。 Ŕ 年三月、三重県は管内一二郡を四五区に区分 れることになりました。 行政単位と、戸長という事務担当者が設置さ その年の干支をとって壬申戸籍と呼ばれてい国的に作成されることになっていましたので を公布しました。 として明治四年 (一八七一) 四月に「戸籍法」 一〇大区四七小区に再分画されます。 した戸籍区を設置し、 そして戸籍を作成するために戸籍区という 阿拝郡が五区、 この戸籍は翌明治五年に全 伊賀郡が二区、 伊賀地域は山田郡が一 三重県管内一二郡は 廃藩置県後の明治四 各町村に組頭れます。一小区 名張郡が それが

> ます。 副区長を、 区を管轄する長が配置されていませんでした (後に町村総代と改称されます) 一名を配置 うして大区小区制という行政機構が形を整え 扱所・小区扱所を設置することとします。 接していない村々を同じ戸長の管轄範囲にす 長一名と副戸長数名が配置されましたが、 は三~八か村毎に組み合わされ、 田半兵衛の二名の戸長が置かれ、 属させられました。 いませんでした。 るなど住民の便宜にはあまり考慮が払われて しました。 明治五年五月二日、三重県は大区に区長・ 第一〇大区の二小区から四小区に所 この時、名張市域の村々は図1 小区に戸長・ また、 簗瀬村には田中愿蔵と角 当初の段階では、 副戸長を置き、 その他の村々 組合毎に戸 大区 大 隣

します。 した。 庄屋などは形式上否定されましたが、 て新設の行政単位である郡を置くことと、 の影響もあって政府は地方三新法を制定公布 にあまりに官治的な制度は長続きしませんで 枠組みの中で続いており、 は住民の結びつきは依然として旧来の町村の 大区小区制のもとで江戸期の町村や大庄屋 明治十一年七月、 その中の 「郡区町村編制法」によっ 前々年の東海大一揆 大区小区制のよう

桌牌手-米容-報告提 · 安田 土小戲田 下小教田·中 新加·维拉斯 铁印-超四-大型门。

温程谷-异环·加维法

明治17年9月連合戸長役場

MH .

* EQ

● 下及杂物

o Inti

新男-丁三谷-家野

用生-義山-西田郎-八樓

明治15年1月改正組合町村

来の町村を行政単位として復活することが指 示されました。

2

つの法規を総称してこう呼ぶ。「郡区町村編成法」「地方税規則」

「府県会規則」

 $\stackrel{\mathcal{O}}{=}$

ともに、 実施されることになりました。 布達します。 戸長会議を開催して、 わせて戸長役場を配置する組合戸長役場制が 成を進め、 三重県では、 管内各町村を二、三か村づつ組み合 明治十二年二月に「郡治分画」を これにより郡役所を開設すると 十一月から十二月にかけて区 地方制度改正の原案作

年にはい うに、 復活しています。 長制にすることが試みられました。 T 政規模を持つ行政単位であることが期待され 村を組み合わせて一つの戸長役場を置くもの とされました。 所に比べて管轄区域は縮小され、 設置されました。大小区制のもとでの小区扱 のように数か村が組み合わされて戸長役場が 長に中山光夫が任命されました。 ての性格に対する批判が強まる中、 て伊賀・名張郡庁が名張に開設され、 いました。このような官治的行政単位とし このとき、 国と県の委任事務を遂行できるだけの財 一部を除いて江戸期の村のほとんどが ったん組合町村制を廃止して町村戸 伊賀郡と名張郡の二郡を合体し けれど、 組合町村制は、 戸長も公選 村々は図2 図3のよ 明治十五 初代郡 数か

> これ てい 場制度を同年九月に導入しました。この時名 ざるをえませんでした。 町村制へとつながっていきました。 は明治十七年になってようやく安定し、 年の町村制施行に際しての新町村の範囲になっ そしてこの管域は、 年の組合町村制にそっくり重なっています。 長役場が成立します。 張市域では、 することが認められ、三重県でも連合戸長役 長の官選化や区町村会法改正を行いました。 府は自由民権運動の影響を排除するために戸 加するに伴い、戸長役場経費も増大してい 制と続いた地方行政単位のめまぐるしい変転 いきます。 大区小区制、 により連合町村会や連合戸長役場を開設 その後種々の委任事務の負担が増 明治四年の戸籍区設置に始まっ 図4にみるように九つの連合戸 組合町村制、 ほぼそのまま明治二十二 この範囲は、 明治十七年六月、 連合戸長役場 明治十二 政

(茂木 陽 一

103

悠久の時をふりかえって 明治初年の行政区画 102